

令和 5 年度国立市南部中継ポンプ場改築工事（電気設備工事）（債務負担行為）請負変更契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 10 月 31 日

提出者 国立市長 永見理夫

（説明） 令和 5 年度国立市南部中継ポンプ場改築工事（電気設備工事）（債務負担行為）を施工するに当たり、契約内容の一部を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年 4 月国立市条例第 9 号）第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

令和 5 年度国立市南部中継ポンプ場改築工事（電気設備工事）（債務負担行為）請負変更契約の締結について

令和 5 年度国立市南部中継ポンプ場改築工事（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約（令和 5 年 6 月 6 日議決、令和 6 年 2 月 22 日変更議決）の一部を下記のとおり変更する契約を締結する。

記

- 1 契約金額 「293,257,800円」を
「297,893,209円」に変更する。

2 変更理由

機器の据付け箇所及び配線の撤去箇所におけるアスベストの撤去工事等を行うため、工事請負契約約款第19条第1項に基づき、工事内容を変更する。